

# 高砂市議会定例会追加議案

条例議案

令和8年3月

# 目 次

ページ

高議第19号 高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の一部を改正する条例 を定めることについて……………	1
---	---

高議第19号

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例（令和7年高砂市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第11条第1項中「総務部総務室」を「総務部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。